

防府市職員等公益通報実施要綱

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、内部の職員等からの公益通報について必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、職員の法令遵守の意識を高めることにより、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の職員をいう。
- (2) 公益通報 職員が、職務上の行為に関する他の職員についての法令（条例、規則等を含む。）違反行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為等」という。）を通報することをいう。
- (3) 公益通報職員 公益通報を行った職員をいう。

(公益通報の手続等)

第3条 公益通報は、第6条に規定する公益通報対応委員会に対して行うものとする。

2 前項の公益通報は、別紙様式により、電子メール又は封書により総務部行政管理課長（総務部行政管理課長に係る公益通報は、総務部長）（以下「行政管理課長」という。）を経由して行うものとする。

3 公益通報に関連する相談に応じる窓口を総務部行政管理課に設置し、担当職員を配置する。

(職員の責務)

第4条 公益通報を行おうとする職員は、できる限り確実な資料に基づき、誠実に行わなければならない。

2 職員は、他人に損害を与える目的その他不正な目的又は人事上の処遇その他自らの私的利益を得る目的で公益通報をしてはならない。

(公益通報への対応)

第5条 行政管理課長は、第3条第2項の公益通報を受けたときは、次条の公益通報対

応委員会の開催に必要な措置を講じるとともに、当該公益通報が郵便、電子メール等、公益通報職員が通報の到着を確認できない方法によってなされた場合には、速やかに公益通報職員に対して通報を受領した旨を通知するよう努めるものとする。

(公益通報対応委員会の設置)

第6条 職員からの公益通報に対応するため、公益通報対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）は、別表の職にあるものをもって組織する。
- 3 委員長は総務部長、副委員長は総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。この場合において、委員長が必要と認める過半数の委員の参加をもって会議を開くものとする。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に顧問弁護士の参加を求めることができる。
- 7 委員及びその関係者に係る公益通報については、当該委員はその対応に関与することができない。
- 8 委員会の庶務は、総務部行政管理課で行う。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、公益通報があったときは、誠実かつ公正に通報に対応し、正当な理由なく通報の受理を拒んではならない。

- 2 委員会は公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報職員に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 3 委員会は、公益通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、公益通報を受理したときは、その内容を聴取し、調査の必要があると認めるときは、委員長が指定する職員（以下「調査員」という。）に調査をさせるものとする。
- 5 前項の調査は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、

公益通報職員が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

6 委員会は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、公益通報職員に対して、遅滞なく通知しなければならない。

7 委員会は、調査の結果を市長及びその他の関係する任命権者（以下「市長等」という。）に報告するものとする。

（調査結果の報告）

第8条 調査員は、調査の結果、公益通報に係る法令違反行為等があると認めるときは、その内容を証する資料とともに委員会へ報告しなければならない。

2 調査員は、調査の結果、公益通報に係る法令違反行為等があると認められなかったとき、又は調査を尽くしても係る法令違反行為等が判明しないときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（公益通報に係る是正措置等）

第9条 市長等は、第7条第7項の規定による委員会の報告を受けたときは、必要に応じて公益通報に係る法令違反行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のための必要な措置をとらなければならない。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等をとったときは、公益通報職員の秘密保持に留意しつつ、当該公益通報の内容、調査の結果及び是正措置等の内容について公表するものとする。

3 前項の規定による公表の方法は、市広報又は市ホームページへの掲載その他事案に応じて市長等が適当と認める方法によるものとする。

4 市長等は、通報対応終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。

5 委員会は、公益通報に係る調査の結果及び対応について、公益通報職員に遅滞なく通知しなければならない。

（公益通報職員の保護）

第10条 公益通報職員は、公益通報を行ったことを理由として、人事、給与その他職員の身分及び勤務条件に関していかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益通報職員に関する情報は、非公開とする。
- 3 委員会は、通報対応終了後、公益通報職員に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果不利益な取扱いが認められる場合には、公益通報職員を救済するための適切な措置を講じる。

(職員以外の公益通報者)

第11条 事務の委託先の労働者のほか、法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が公益通報を行おうとするときは、この要綱において職員が行う公益通報に準じて行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

総務部長

総合政策部長

文化スポーツ観光交流部長

生活環境部長

福祉部長

保健子ども部長

産業振興部長

産業振興部理事

土木都市建設部長

会計管理者

教育部長

議会事務局長

消防長

上下水道局次長

別紙様式

防府市職員等公益通報制度（通報様式）

氏 名			記 入 日	年 月 日
所 属				
希 望 連 絡 先	電 話	自 宅 ・ 職 場 ・ 携 帯 ・ 他 （ ）	番 号 （ ）	
	メ ー ル	自 宅 ・ 職 場 ・ 他 （ ）	ア ド レ ス （ ）	
	F A X	自 宅 ・ 他 （ ）	番 号 （ ）	
	そ の 他	（ ）		
通 報 内 容	対 象 法 令	①法令等名称： ②違反該当条項：		
	該当所属等	①所属名： ②職員名：		
	対 象 事 実 の 概 要	①発生時期： ②発生場所： ③事実概要：		
	証 拠 等	①事実を知った経緯： ②事実を他に知っている人： ③証拠書類等（ 有 : 無 ） ・ 媒体【書面・その他（ ）】 ・ 入手方法： ・ 内容：		
その他	結果等の通知（希望・希望しない） ※匿名での通報の場合は通知できません			
行 政 管 理 課 記 入 欄		受付日		受付者